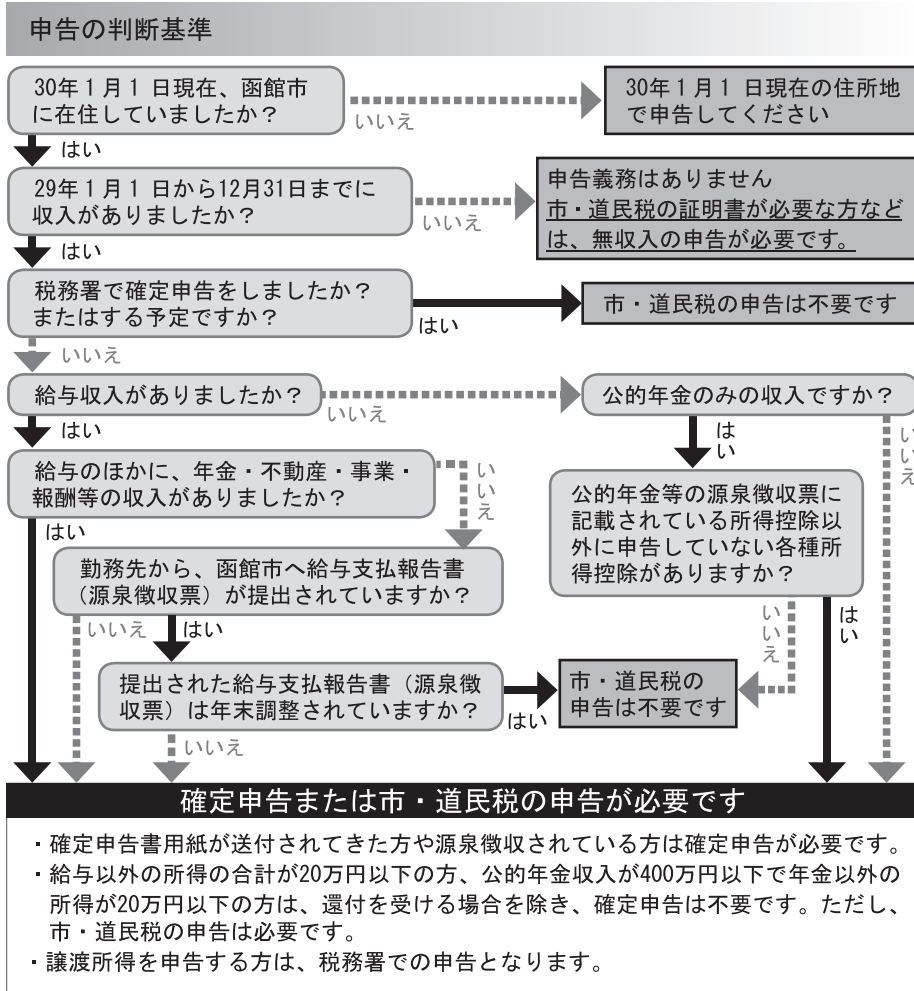


# 30年度 個人市・道民税の申告受付

毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方は前年中の収入を市に申告しなければなりません。ただし、申告が必要ない場合がありますので、申告の要否の判断は、左の図「申告の判断基準」でご確認ください。

## お問合せ

▽本庁管内、湯川・亀田・銭亀沢支所管内の方は、  
 税務室市民税担当 ☎21・321113213  
 東部4支所管内の方は、各支所の市民福祉課（戸井 ☎82・2112、  
 恵山 ☎85・2335、榎法華 ☎86・2111、南茅部 ☎25・6039）



**申告受付会場の開設**  
 申告期限は3月15日までですが、混雑緩和のため、表1のとおり対象町ごとに申告会場を開設します。

この申告または確定申告を期限内に終えないときは、当初発送の市・道民税の通知に反映されない場合があります。

**申告時に必要なもの**

- 1) 印鑑
- 2) 源泉徴収票、事業・不動産収入のある方は収支計算書
- 3) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額がわかるもの・領収書（納付書は28年度と29年度の両方が必要）
- 4) 国民年金保険料控除証明書または領収書
- 5) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書
- 6) 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- 7) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と次の4点を記載した明細書
  - ① 受診者
  - ② 病院・ドラッグストア等
  - ③ 医療費の区分（内容）または購入した医薬品の名称
  - ④ 支払った金額および補てんされた金額
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。
- ※ セルフメディケーション税制の適用を申告される方は、健康の保持増進および疾病の予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要となります。
- (8) 本人確認書類

(注2) 収入が公的年金のみの方の非課税基準

扶養人数	公的年金の収入金額	
	65歳未満 (S28.1.2以降の出生)	65歳以上 (S28.1.1以前の出生)
0人	1,020,000円以下	1,520,000円以下
1人	1,606,667円以下	2,030,000円以下
2人	2,033,334円以下	2,350,000円以下
3人	2,460,001円以下	2,670,000円以下
4人	2,886,667円以下	2,990,000円以下

**収入が公的年金のみの方**  
 収入が公的年金のみで「公的年金等の源泉徴収票」の中に記載されている所得控除以外に申告していない各種所得控除（注1）がある方は、申告により税額の軽減や非課税（注2）となることがあります。

（注1）所得控除のうち、配偶者控除、扶養控除の対象者は、合計所得金額が38万円以下の親族等です。なお、配偶者は38万円を超えても、配偶者特別控除に該当する場合があります。

表1 市・道民税申告会場一覧 ※公共交通機関利用での来場にご協力ください。

地域	月日	申告会場	対象町名		地域	月日	申告会場	時間	対象町名	
			9時30分～正午	13時～15時30分						
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	2/9(金)	亀田福祉センター (1階講堂)	陣川1、陣川2、富岡1	富岡2、石川	戸井支所管内	2/16(金)	戸井生涯学習センター	10:00～13:30	東浜	
	2/13(火)		富岡3、東山1、東山2	東山3、神山1、神山2、 神山3、神山		2/19(月)	原木会館	9:30～11:30	原木、新二見	
	2/14(水)		亀田本、西桔梗、赤川、 亀田中野、水元、 亀田大森、東山	美原1、美原2		2/20(火)	小安中央会館	10:00～15:30	小安	
	2/15(木)		美原3、北美原1	美原4、北美原2、 北美原3		2/21(水)	戸井西部総合センター	10:00～15:30	釜谷	
	2/16(金)	市役所本庁舎 (8階第3会議室)	入舟、船見、弥生、 弁天、大	末広、元、青柳		2/22(木)	瀬田来会館	9:30～11:30	瀬田来	
	2/19(月)		谷地頭、住吉、宝来	東川、豊川、大手、栄		2/23(金)	汐首東会館	9:30～11:30	汐首	
	2/20(火)	市役所本庁舎 (8階大会議室)	旭、東雲、大森、松風、 若松	千歳、新川、上新川、 海岸、大縄、万代		恵山支所管内	2/16(金)	コミュニテイセンター	10:00～15:30	高岱、日ノ浜、古武井
	2/21(水)		松川、大川、浅野、 吉川、北浜	港1、港2、港3、亀田			2/19(月)	柏野会館	10:00～15:30	恵山、柏野、御崎
	2/22(木)		追分、田家、白鳥	宮前、中島、千代台			2/20(火)	柏野会館	10:00～15:30	恵山、柏野、御崎
	2/23(金)	八幡、堀川、宇賀浦、 高盛、日乃出	的場、時任、杉並、 本、梁川	2/21(水)			日浦会館	10:00～14:00	日浦	
	2/26(月)	函館アリーナ (多目的会議室)	湯川1、湯川2、湯川3	戸倉、榎本、上湯川	2/22(木)		尻岸内会館	10:00～15:30	豊浦、大潤	
	2/27(火)		湯浜、花園、高丘	山の手1、山の手2、 山の手3、見晴	2/23(金)		女那川会館	10:00～15:30	女那川、川上	
	2/28(水)	西旭岡1、西旭岡2、 西旭岡3、旭岡、滝沢	鱒川、寅沢、三森、 紅葉山、庵原、亀尾、 日吉1、日吉2、上野	米原、東畑、鉄山、 蛾眉野、鈴蘭丘、銅山、 日吉3、日吉4	2/26(月)		中浜会館	10:00～14:00	中浜	
	3/1(木)		銭亀、中野	根崎、高松	榎法華支所管内		2/16(金)	榎法華総合センター	10:00～15:30	恵山岬、元村、富浦、 島泊、新恵山、 絵紙山、新八幡
	3/2(金)	銭亀沢支所 (2階会議室)	志海苔、瀬戸川、赤坂、 新湊、石倉、白石	古川、豊原、石崎、鶴野		2/19(月)	榎法華総合センター	10:00～15:30	新浜	
	3/5(月)		本通1、本通2	本通3、本通4、桔梗		2/20(火)	榎法華総合センター	10:00～15:30	銚子	
	3/6(火)	亀田福祉センター (1階講堂)	美原5、陣川	桔梗1、桔梗2、桔梗3、 桔梗4		南茅部支所管内	2/16(金)	古部会館	10:00～14:00	古部
	3/7(水)		桔梗5、鍛冶1、鍛冶2	中道1、中道2	2/19(月)		尾札部会館	10:00～15:30	尾札部	
	3/8(木)		昭和1、昭和2、昭和3	昭和4、赤川1	2/20(火)		川汲会館	10:00～15:30	川汲	
	3/9(金)	市役所本庁舎 (8階大会議室)	五稜郭、柳、松陰、 人見、金堀、乃木	柏木、川原、昭和、 亀田港	2/21(水)		安浦会館	10:00～15:00	安浦	
3/12(月)	本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内全域		2/22(木)	南かやべ漁協 白尻支所	10:00～15:30		白尻、豊崎			
3/13(火)	市役所本庁舎 (8階大会議室)			2/23(金)	木直会館		10:00～15:30	木直		
3/14(水)				2/26(月)	南かやべ漁協 大船支所					
3/15(木)										

※ 必ず指定日にご来場ください。やむを得ず指定日に来場できない方は、税務室市民税担当および東部4支所市民福祉課にお問合せください。

※ 2月9日～3月15日までの期間は、市役所本庁舎の税務室窓口での申告受付は行っておりません。

◎確定申告とは…1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税等を計算し、確定申告書を提出して源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きで、税務署が所管官署となっています。申告受付期間中は市でも確定申告書をお預かりできますが、譲渡所得がある確定申告書など市でお預かりできないものもあります。

<b>函館税務署からのお知らせ</b>	お問合せ 函館税務署 ☎31-3171
<p><b>税務署（中島町37-1）に確定申告会場を開設します</b></p> <p>申請書の作成には時間を要しますので、なるべくお早めにお越しください。会場が混雑している場合受付を早めに締め切ることがあります。</p> <p>また、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要となります。</p> <p><b>期間</b> 2月16日(金)～3月15日(木)の午前9時～午後4時</p> <p>※ 土曜・日曜・祝日は閉庁のため受付なし</p>	<p><b>「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました</b></p> <p>29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。</p> <p>明細書には医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。</p> <p>国税庁のHPで医療費控除の明細書を作成できます。</p> <p>※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。</p>